

# 秋田駅東第三地区 区画整理だより

“とものつくり ともに生きる 人・まち・くらし”

Communication  
第 51 号  
2019 年 6 月 21 日

発行 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所  
〒010-0851 秋田市手形字山崎4番地3  
Tel (018)-834-2204 FAX (018)-832-9931  
E-mail ro-urek@city.akita.lg.jp

## 事業計画（資金計画）を変更しました

秋田駅東第三地区では、今後の事業量を見直したことに伴い、事業計画（資金計画）を以下のとおりに変更しております。事業費は増額しましたが、予定どおり事業を進めてまいりますので、事業施行期間の変更はありません。

◆変更年月日 平成31年4月26日

◆主な変更点 総事業費 変更前 423億円  
変更後 483億円（60億円増）

## 令和元年度事業内容と進捗状況

おもに東側区域の道路の整備や建物移転を進めます。

道路整備 都市計画道路1路線・区画道路12路線  
建物移転 28戸

秋田駅東第三地区	平成30年度末	令和元年度末
進捗率	約64.7%	約67.8%（見込み）

※総事業費を増額したため昨年度に比べて進捗率が下がっております。

## 職員の紹介

4月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。

ご近所や駅東事務所で見かけたらお気軽に声をかけてください。

所 長 菅 原 寛 行	
計 画 工 事 担 当	全体事業計画および事業予算等に関すること。道路工事に関すること。 古木副参事・大友主席主査・藤島主査・吉田主任・小玉技師・ 佐藤(剛)技師
換 地 担 当	仮換地、土地の使用および管理に関すること。 古木副参事(兼務)・川辺主席主査・奈良主査・藤倉主査
補 償 担 当	建物、工作物等の補償。新築建物の手続き、仮設住宅等に関すること。 鳥海副参事・屋代主席主査・富樫主席主査・小番主査・佐藤(学)技師・ 戸嶋技師・川上技師

## 設備などをお貸ししています

会議室と小型除雪機を無料でお貸ししています。貸し出し方法は駅東事務所へお問い合わせください。

### ☆ 駅東会議室 ☆

地域のみなさまの交流や会合などに使用する目的でお貸ししています。

### ☆ 小型除雪機 ☆

地域が自ら実施する除雪作業を支援しています。3台の小型除雪機を準備しています。

## ホームページについて

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますのでぜひご覧ください。ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/shinsei/machizukuri/1011485/1007504/index.html>

### ☆ 主な内容 ☆

- 事業概要
- 関連情報
  - ・ 予算概要
  - ・ 公共施設整備内容と進捗率
  - ・ 工事施工状況
  - ・ 道路施行済箇所
  - ・ 各種届出様式
  - ・ よく寄せられる質問・要望などについて

## 道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら東部市民サービスセンター（電話888-5640）までご連絡ください。

## 土地区画整理事業についてのよくある質問

Q 1 地区内の土地を売買・贈与・相続したい。

A 1 売買・贈与・相続を行う前に必ず駅東事務所へご相談ください。

複数の従前地を合わせて一つの仮換地となっている場合があります。（例：宅地部分と道路部分）所有者が異なると、一つの仮換地として扱えず不具合が生じます。

また、所有権移転をおこなった場合は、届出が必要となりますので駅東事務所へ連絡してください。

Q 2 仮換地の詳細な情報が知りたい。

A 2 個人情報のため、駅東事務所で直接お答えいたします。

権利者の方は、本人確認のため免許証などの身分証をお持ちください。  
また、権利者以外の方は、委任状が必要となります。

Q 3 仮換地を分割したい。

A 3 技術的な助言が必要ですので、駅東事務所へご相談ください。

仮換地を分割したい面積に応じて、従前地を分筆する必要があります。

Q 4 仮換地指定通知を紛失してしまった。

A 4 仮換地指定通知は再発行できません。

ただし、代わりになる証明書を申請により発行できますので駅東事務所へご相談ください。

(有料：1通300円)

権利者以外の方の申請は委任状が必要になります。

Q 5 住宅の建替えにあたり、仮換地の位置を現地にあらわしてほしい。

A 5 駅東事務所へご相談ください。

Q 6 移転補償費はどのように算定されるのか。

A 6 秋田市が委託した調査会社が、建物等物件の調査を行い、その調査資料を基に国の基準に照らし合わせて算定しております。

なお、土地区画整理事業施行者（秋田市）と建物の所有者との間で、移転補償契約を締結し、補償費が支払われます。

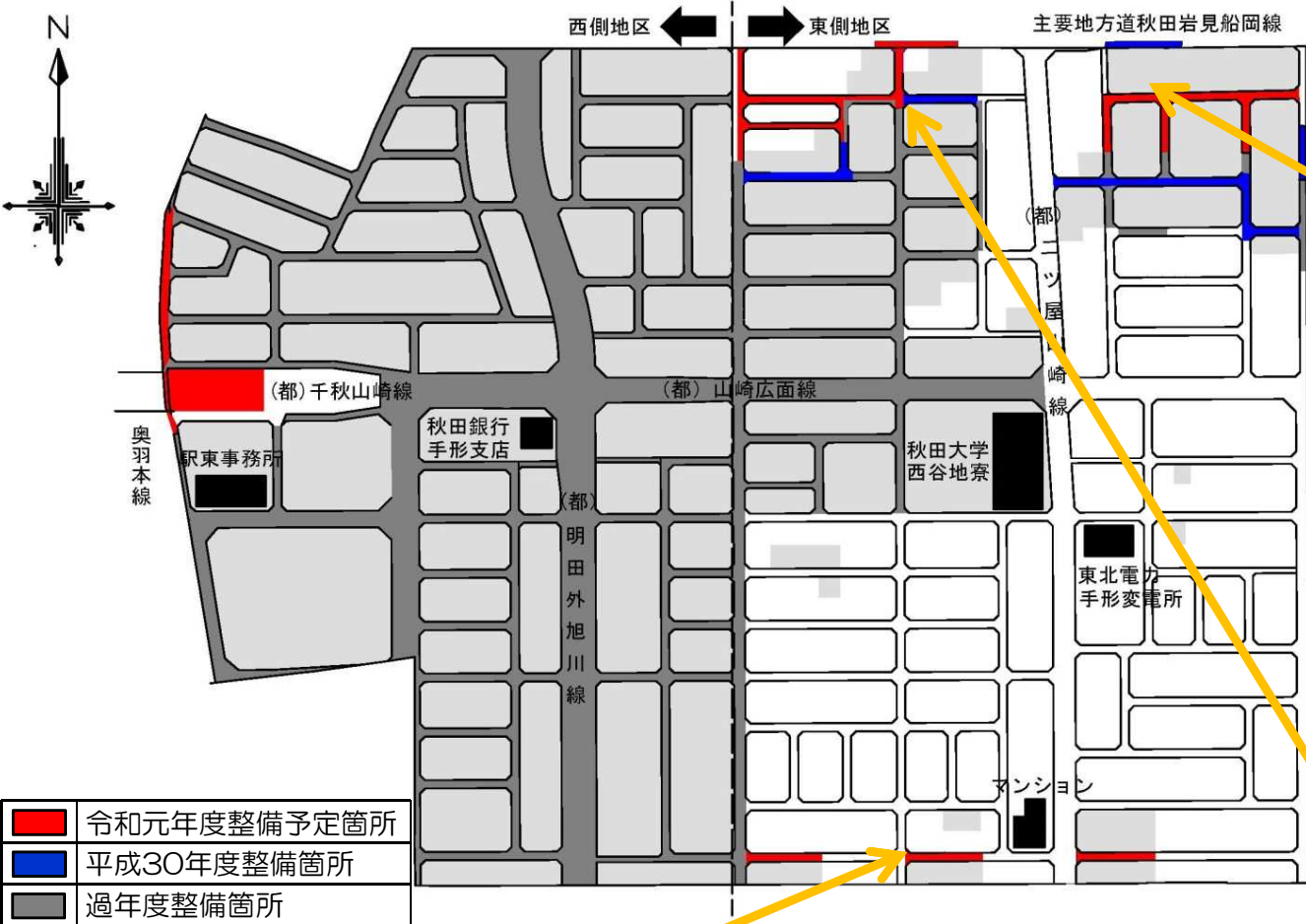
Q 7 移転工事（解体等）は誰が行うのか？

A 7 業者の選定を含め、建物等の所有者で行うこととなります。

Q 8 移転工事の業者を紹介して欲しい。

A 8 秋田市では特定の工事業業者等の紹介を行っておりません。所有者ご自身で探していただくようお願いします。

# 事業の進捗状況



▶ 整備した宅地に家が建ち始めました



▶ 道路を拡幅しました  
(区画道路6-67号線/幅員6m)



▶ 道路を新設しました (区画道路6-33号線/幅員6m)

